弁護士の先生が破産管財人として自動車の処分に関して、譲渡証明書・委任状出す場合についてのお願い

1. 自動車検査証の株式会社　陸運商事の住所または商号が変わっている場合

所在地が札幌市東区東苗穂 3 条 12 丁目 5 番 32 号でない場合や、商号が株式会社　陸運商事でなく変わっている場合は、**履歴・閉鎖事項全部証明書などを添付してください。所在地・商号をつなげる必要があります。**

2. 必ず譲渡証明書・委任状の作成のときには、

札幌市東区東苗穂 3 条 12 丁目 5 番 32 号
株式会社　陸運商事
札幌市中央区南 2 条西 11 丁目 123 番地
上記破産管財人弁護士　　法務　太郎　と記入してください。

※もし上記のような記入ない場合は、必ず破産者である会社の所在地および商号を記入するスペースをあけてください。

例

破産管財人選任及び印鑑証明書申請書
札幌市東区東苗穂 3 条 12 丁目 5 番 32 号
破産者　　株式会社　陸運商事

上記の者に対し、平成 21 年 11 月 17 日午前 11 時 30 分御庁において破産手続開始決定があつたこと、私が破産管財人に選任されたこと及び次の印鑑が破産管財人の印鑑として届け出たものと相違ないことを証明願います。

弁護士
法務太郎
之印

平成 21 年 11 月 17 日
　札幌市中央区南 2 条西 11 丁目 123 番地

破産管財人弁護士　　法務　太郎

札幌地方裁判所民事第 4 部　御中

弁護士
法務太郎
之印

上記証明する。
　前 同 日
　　札幌地方裁判所民事第 4 部
　　裁判所書記官　　北海　一郎

札幌地方
裁判所書
記官印

例　　譲 渡 証 明 書

次の自動車を譲渡したことを証明する。

車　　名	型　　式	車　台　番　号	原動機の型式
三　菱	GF－U66F	U66W－0001770	4A31

譲渡年月日	譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所	譲渡人 印
	札幌市東区東苗穂3条12丁目5番32号 株式会社　陸運商事 札幌市中央区南2条西11丁目123番地 破産管財人　弁護士　　法務　太郎	弁護士 法務太郎 之印
21.11.20	札幌市東区北28条東1丁目2番3号 国土　太郎	
備考		

注　型式の変更があった場合は備考欄にその旨を記入のこと。

例　　委　　任　　状

私は、国 土 花 子 を代理人と定め下記自動車の登録申請（届出）及び検査申請

（受任者）　　（　　）

自動車重量税還付申請（但し還付金の受領権限を除く。）並びに復代理人の選任に関する権限を委任します。

自動車登録番号又は車台番号
札幌500さ1234

平成 21 年 11 月 20 日

フリガナ

札幌市東区東苗穂3条12丁目5番32号

株式会社　陸運商事

委任者氏又は名称 破産管財人弁護士　法務　太郎　印

住　所　札幌市中央区南2条西11丁目123番地

弁護士
法務太郎
之印

弁護士
法務太郎
之印